

第33回嵐山町重忠綱引大会が 開催されました

(主催：嵐山町体育協会)

2月4日、玉ノ岡中学校体育館を会場として「第33回嵐山町重忠綱引大会」が開催されました。

本大会は、鶴越の逆落とし(※)で有名な嵐山町ゆかりの戦国武将・畠山重忠公を顕彰する行事として1986年に第1回大会が開催されました。33回目数を数える今大会では、町内の小中学校、一般男女合わせて49チームのエントリーがあり、会場には声援とかけ声が響き渡りました。



※鶴越の逆落とし
鎌倉武士の模範と言われた畠山重忠公は、怪力の持ち主でもあったそうです。多くの武勇伝の中でも、愛馬を背負って鶴越の崖を降りたといわれる「鶴越の逆落とし」は有名な逸話です。



大会結果

小学生の部

優勝 新撰組2(菅谷小学校)
準優勝 雑草(菅谷小学校)
第3位 志賀インスタ映え〜！(志賀小学校)



●中学生男子の部
優勝 チーム自主学(玉ノ岡中学校)
準優勝 7人の巨人とタニイガー(玉ノ岡中学校)
第3位 菅中男バスA(菅谷中学校)



中学生女子の部

優勝 ババばれー(玉ノ岡中学校)
準優勝 チーム内田(玉ノ岡中学校)
第3位 菅中女子テニス部A(菅谷中学校)



●一般男子の部
優勝 おやじ会
準優勝 滑川総合野球部D
第3位 滑川総合野球部E



●一般女子の部
優勝 おふくろ会
準優勝 嵐まるっ♡



住民基本台帳ネットワークサービス停止のお知らせ

停止日 平成30年3月7日(水)

住民基本台帳システムの更新に伴い、次の業務を実施することができません。

- ◎個人番号カード又は住民基本台帳カードを利用した転入及び転出・転居
- ◎個人番号カード発行と廃止・暗証番号変更
- ◎広域交付住民票発行
- ◎公的個人認証サービスなどご理解ご協力をお願い申し上げます。

平成30年度市町村交通災害共済の受付を開始しています

この共済は、皆さんが会費を出し合い、交通事故により負傷したとき、見舞金をお支払いする相互扶助制度です。

- 加入できる方
 - 加入時に嵐山町に住民登録をしている方
 - 嵐山町に居住する加入資格者の被扶養者で、就学のため区域外に転出されている方

も、見舞金給付の対象になりませんのでご注意ください。

- お申し込み
 - 受付窓口は町民課、ふれあい交流センター、郵便局です(3月16日までは、七郷簡易郵便局でもお取り扱っています)。

共済期間

●平成30年4月1日から平成31年3月31日までです。ただし、年度途中で加入される場合は、申し込みをされた日の翌日からとなります。

共済会費(年額)

●一般：900円
●中学生以下：500円(平成15年4月2日以降に生まれた方)

診断書料付加給付

●平成30年度会員から組合所定診断書の原本を提出したときは、見舞金に診断書1通あたり5千円が加算されます。

入院したときの食事代について

国民健康保険の制度において、入院したときの食事代は、標準負担額(1食当たり)を自己負担していただきます。

一般(左記以外の方)

●360円
●低所得者Ⅱ ※①
●90日までの入院 210円
●過去12か月で90日を超える入院 160円
●低所得者Ⅰ ※②
100円

低所得者Ⅰ

●同一世帯の世帯主及び国民健康保険者が住民税非課税の方(低所得者Ⅰ以外の方)。
●同一世帯の世帯主及び国民健康保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方。

●住民税非課税世帯、低所得Ⅰ、Ⅱの人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要となります。入院されることになりましたら、町民課保険・年金担当窓口で申請をしてください。また、住民税非課税世帯であるにもかかわらず、入院した際の食事代を一般世帯と同額の負

川越年金事務所 川越年金事務所 年金相談業務等の時間延長のお知らせ

川越年金事務所では、年金相談窓口の時間延長及び第2土曜日の開庁を行っています。ぜひご利用ください。

- 平日開庁
8時30分～17時15分
- 19時まで延長
3月 5日、12日、19日、26日(各月曜日)
- 第2土曜日開庁
3月 10日(土曜日の受付は9時30分から16時までです)。

問合せ 川越年金事務所
☎049-1242-2657

国民年金の後納保険料・追納保険料納付書の使用期限にご注意ください

平成29年度中に後納制度・追納制度のお申込みをされた方は、お手元の納付書の使用期限が平成30年3月31日になっておりますのでご注意ください。

マイナンバーによる年金関係の届出が開始されます

平成30年3月5日より、国民年金被保険者資格取得届・保険料免除申請書などの年金関係の届出にマイナンバーが利用できるようになります。マイナンバーでの届出を行う場合には、

- ①マイナンバーが確認できる書類(通知カード・マイナンバーカード)
 - ②本人確認書類(免許証・マイナンバーカード等)
- が必要となります。また、引き続き基礎年金番号での届出も可能です。
- 問合せ 川越年金事務所
☎049-1242-2657